

# 茨城県報

第 7 6 3 2 号

昭和63年 2 月 25 日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●優良興行（映画）の推奨（県民生活課）	1
●有害興行（映画）の指定（ " ）	2
●臨時種畜検査の実施（畜産課）	3
●森林計画の決定及び変更（林政課）	3
●新規土地改良事業の認可（4件）（農地管理課）	5
●道路の区域変更（3件）（道路維持課）	6
●道路の供用開始（ " ）	8
●土地区画整理法に基づく換地処分（都市計画課）	8

### 公 告

●開発行為の工事完了（建築指導課）	8
-------------------	---

### 訓 令

●茨城県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（管財課）	9
---------------------------------	---

## 告 示

### 茨城県告示第 254 号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 推奨番号 12
- 2 種 類 映 画
- 3 題 名 ラブ・ストーリーを君に
- 4 制作会社 東映株式会社
- 5 配給会社 東映株式会社
- 6 内容及び推奨理由

この映画は、白血病となった14歳少女の短い命にささげられた純愛物語である。

明るく活発な中学2年生の少女広瀬由美を白血病がおそう。

半年という限られた時間の中で、かつての家庭教師上條明と1年ぶりに再会し、無限の悲しみ

を秘めて清らかな恋の炎が燃えあがる。

最期の時が迫った夏の終わりに、明は由美を連れて北アルプスに向かう。壮大な山頂のかなたに至上の愛を探しあてるために。

生きるとは何か、愛とは何なのかを問いかける映画であり、青少年の健全育成に有益である。  
(中学生以上)

茨城県告示第 255 号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 8 条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
22	映 画	アブノーマル・パワー 下 唇 の 卑 猥	ニューセレクト
23	”	(新東宝映画ニュース) ザ ・ 業 界	新 東 宝
24	”	ザ ・ 業 界	”
25	”	(新東宝映画ニュース) ピンク・ポリス・タイフーン	”
26	”	ピンク・ポリス・タイフーン	”
27	”	(短篇予告) 女 と 男 そ こ ま で 欲 し い	ジ ョ イ パ ッ ク
28	”	痴 人 の 性 戯	東 活
29	”	愛 人 妻 あ ぶ な い 情 事	に つ か つ
30	”	ナ ・ ン ・ パ (軟 派)	”
31	”	女 と 男 そ こ ま で 欲 し い	ジ ョ イ パ ッ ク
32	”	ハードフォーカス ぬ す み ぎ き 盗 聴	新 東 宝
33	”	ダブル E カ ッ プ 完 熟	”
34	”	悪 女 本 番	大 蔵
35	”	シンデレラ・エクスタシー 黒 い 瞳 の 誘 惑	に つ か つ
36	”	(につかつニュース) ナ ・ ン ・ パ (軟 派)	”
37	”	(につかつニュース) 愛 人 妻 あ ぶ な い 情 事	”

38	映 画	(ジョイパックニュース) 縄 な わ め の 女	ジ ョ イ パ ッ ク
39	”	(ジョイパックニュース) び ・ ん ・ か ・ ん	”
40	”	(につかつニュース) シンデレラ・エクスタシー 黒 い 瞳 の 誘 惑	に つ か つ
41	”	(短篇予告) スキンレス・ナイト け も の 妻	ニ ュ ー セ レ ク ト
42	”	(短篇予告) 甘美なる トワイライト	”
43	”	(短篇予告) 永 遠 な る 彫 像 た ち	”
44	”	(短篇予告) 馬 と 犬 と 人 間	”

茨城県告示第 256 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

検 査 年 月 日	検 査 場 所
昭和63年 3 月 10 日	稲敷郡江戸崎町佐倉 茨城県養豚試験場 下妻市下妻字塚の越丙 社団法人 茨城県西畜産開発公社

茨城県告示第 257 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき八溝地域森林計画を樹立し、並びに同条第 4 項の規定に基づき多賀地域森林計画、水戸鹿行地域森林計画及び鬼怒川地域森林計画を変更したので、関係図書を茨城県農林水産部林政課、関係地方総合事務所及び関係町村役場において縦覧に供する。

なお、樹立した計画の概要及び計画変更の概要は、次のとおりである。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 八溝地域森林計画の概要 計画期間 昭和63年4月1日～昭和73年3月31日

区分	対象 地域森林計 画面積	機能別森林の面積				伐採立木材積				造林面積				育成 天然林の 面積	複造 層林面 積
		木生 産材等 機能	水源 かん養 機能	山防 地止災 害機能	生活 環境機 能	保健 文化能 力	保 健機 能	主伐計	主伐樹種	間伐	再 造林	擴 造林	天 然更 新		
市町村名	ha	ha	ha	ha	ha	千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	ha	ha	ha	ha	ha
総数	38,308	17,257	5,147	1,371	833	563	369	194	270	3,169	772	1,130	1,267	230	20
大宮町	2,498	80	146	151	20	32	14	18	7	236	2	61	173	34	2
山方町	5,336	1,748	551	131	100	68	35	33	32	295	30	59	206	30	2
美和村	5,519	2,495	418	11	145	104	81	23	41	328	80	104	144	18	1
緒川村	3,839	1,312	441	12	69	45	16	29	24	236	10	46	180	24	1
大子町	21,116	11,622	3,591	1,197	480	314	223	91	166	2,074	650	860	564	124	14

区分	土地の 保全に 留意	林道の 開設延 長	林道の 擴張路 線数	保安林の指定				保安施設地区の 指定		保安施設事業の 実施				林相の改良		制限 林の面 積	
				総 数	水保 源かん 養林	土保 砂流出 防備林	土保 砂崩壊 防備林	保 安指 定	保 安指 定	総 数	復 旧治 山	予 防治 山	松 急 出 被 害 山	重 点 保 全 地 区	国 有 林 野 内 山		保 強 安 林 機 能 化
市町村名	ha	km	数	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
総数	19,857	62.9	41	651	600	47	47	30	47	19	16	2	1	1	8	2,057	3,881
大宮町	225	—	4	22	—	22	4	4	2	2	—	—	—	—	—	215	61
山方町	2,099	5.1	6	141	141	—	11	6	3	6	—	—	—	—	2	395	218
美和村	2,697	13.7	19	75	75	—	2	2	1	1	—	—	—	—	—	226	498
緒川村	1,501	11.6	6	30	30	—	4	4	3	1	—	—	—	—	—	308	59
大子町	13,335	32.5	6	383	354	25	26	14	10	6	2	1	1	6	913	3,045	

2 多賀地域森林計画, 水戸鹿行地域森林計画及び鬼怒川地域森林計画の変更概要

森林計画区名	区分 市町村名	林道の開設 (追加) Km	林道の拡張 (追加)	
			改良箇所	舗装 Km
多 賀	高 萩 市	0.9		
	里 美 村		1	
	金 砂 郷 村			0.5
水 戸 鹿 行	水 戸 市	1.2		
	御 前 山 村		6	
鬼 怒 川	真 壁 町			1.9
	笠 間 市			1.1
	岩 瀬 町			1.8

茨城県告示第 258 号

昭和62年10月 6 日付けで緒川村長山廣夫から認可申請のあった百合ヶ作地区土地改良事業については, 土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和63年 2 月19日認可した。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 259 号

昭和62年10月28日付けで緒川村長山廣夫から認可申請のあった那賀地区土地改良事業については, 土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和63年 2 月19日認可した。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 260 号

昭和62年 9 月 18 日付けで里美村長井坂紀一から認可申請のあった石久保地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和63年 2 月 19 日認可した。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 261 号

昭和62年 9 月 12 日付けで水戸市小吹町 620 番地小林儀一ほか76名から認可申請のあった緑岡南部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和63年 2 月 15 日認可した。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 262 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和63年 2 月 25 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤浜谷田部線
- 3 道路の区域

区 分	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字高良田元上新田 字中台677番 2 から	旧	最大 <small>メートル</small> 5.5	1,130.0	
		最小 5.0		
つくば市大字高須賀 字後田471番 4 まで	新	最大 30.2	1,130.0	
		最小 12.0		

茨城町告示第 263 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和63年 2 月 25 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大宮御前山線
- 3 道路の区域

区 分	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町字中江幡 898番地6から	旧	最大 <small>メートル</small> 10.2	メートル 311.0	
		最小 8.1		
那珂郡大宮町字洞目気 3116番地1まで	新	最大 18.5	311.0	
		最小 16.0		

茨城県告示第 264 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和63年 2 月 25 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 分	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字生子字弥惣内 2586番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 10.0	メートル 2,036.0	
		最小 4.0		
猿島郡猿島町大字菅谷字道目 395—3番地先まで	新	最大 10.0	2,036.0	
		最小 4.0		
		最大 39.0	1,743.0	
		最小 12.6		

**茨城県告示第 265 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和63年 2 月 25 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道平泉潮来線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖町大字筒井字大海道1708番2地先から  
鹿島郡神栖町大字筒井字南内道1374番1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 2 月 25 日

**茨城県告示第 266 号**

駅南土地区画整理組合施行の駅南土地区画整理事業については、換地処分があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**公 告**

---

**●開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡三和町大字尾崎字前野 1 1 番 2, 1 2 番 2, 1 5 番 1, 1 5 番 3 から同番 7 まで
- 2 事業主の住所及び氏名  
大阪府大阪市平野区瓜破 5 丁目 1 番 32 号  
貴和興業株式会社  
代表取締役 榎 原 莞 爾



訓 令

茨城県訓令第 2 号

茨城県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和63年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

茨城県自家用電気工作物保安規程 (昭和47年茨城県訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

82	水戸土木事務所	を
82	削 除	に,
113	日立港コンテナクレーン施設	を
113	削 除	に,
115	近代美術館	を
115	近代美術館	に
116	中央病院	
117	県西家畜保健衛生所	

改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。



毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)